

# 子ども・子育て支援新制度にかかる「現行施設等の選択肢」について

Ver2.0

## 現行制度

●どの施設・事業を選ぶか等は設置者の判断

## 新制度施行後

**保育所**

市認可、厚労省:保育所運営費

**認定こども園**

現在も4類型あるが、市内には幼保連携型・幼稚園型の2類型が設置されている  
保育所+幼稚園

保育所:市認可、厚労省:保育所運営費  
幼稚園:大阪府認可、文科省 私学助成+就園奨励費

**幼稚園**

幼稚園:大阪府認可  
文科省 私学助成+就園奨励費

**認可外保育施設**

一部の保育ママ等を除き、公費支出等

(備考)

※1 選択肢として、認定を返上し保育所、幼稚園としての選択も可能。

※2 選択肢として、保育所、地方裁量型認定こども園もありえる。

※3 定員が20人未満で基準を満たした、現行保育ママ等の保育施設が該当

**保育所** 市認可

事業者から見た移行に伴う影響等

運営面からは現行と同様の制度である

**幼保連携型認定こども園** 市認可  
学校及び児童福祉施設

幼稚園、保育所としての法的位置づけがなくなる(一つの認可で学校・児童福祉施設の法的位置付けを持つ単一施設)

**保育所型認定こども園** 保育所:市認可、府認定  
保育所+幼稚園機能

幼保連携型よりも設備等は緩い基準である  
児童福祉法上の保育所である

**幼稚園型認定こども園** 幼稚園:府認可、府認定  
幼稚園+保育所機能

幼保連携型よりも設備等は緩い基準である  
学校教育法上の幼稚園である

**地方裁量型認定こども園** 認可なし、府認定  
幼稚園機能+保育所機能

幼稚園、保育所双方の認可がないタイプであり、大阪市内では想定されないものである

**地域型保育事業** 市認可

※3 現行の認可外からの移行では、安定財源が見込めるが、保育料は市町村が定め、応諾義務が生じる

**幼稚園(新制度参入)** 府認可

保育料は市町村が定め、応諾義務が生じる  
学校教育法上の幼稚園である  
利用者は市の認定を受ける必要がある

新制度へ参入しない施設は現行どおり

**幼稚園(新制度参入しない)**  
幼稚園:大阪府認可、文科省 私学助成+就園奨励費

現行制度のままである  
私学助成等は『裁量的』経費であり不安定な財源とされている

**認可外保育施設** 公費支出等なし

新制度

新制度外